平成２４年第１回柳津町議会定例会会議録

第９日　平成２４年３月９日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　齋　藤　正　志	６番　鈴　木　吉　信	９番　伊　藤　　毅
２番　横　田　善　郎	７番　小　林　　功	１０番　磯　部　靜　雄
３番　菊　地　　正	８番　荒　明　正　一	１１番　田　﨑　為　浩
５番　羽　賀　　弘		

２．欠席議員は次のとおりである。

な　し

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町　　長	井　関　庄　一	保　育　所　長	岩　佐　節　子
副　町　長	田　﨑　幸　一	教育委員長	小　林　善　一
総　務　課　長	新井田　健　一	教　育　長	新井田　明　義
出　納　室　長	齋　藤　勇　雄	教　育　課　長	伊　藤　光　正
町　民　課　長	矢　部　良　一	公　民　館　長	長谷川　富　雄
地域振興課長	佐　藤　静　穂		

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	新井田　　敏	主　任　主　査	田　﨑　好　章

５．会議事件は次のとおりである。

日程第　１	報告第　１　号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第　２	報告第　１　号	議会改革特別委員会付託案件審査結果報告
日程第　３	報告第　１　号	産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
日程第　４	議案第　３　号	柳津町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
日程第　５	議案第　４　号	柳津町震災復興基金条例の制定について

日程第 ６　　議案第 ５ 号　柳津町介護財政安定化基金条例の制定について

日程第 ７　　議案第 ６ 号　柳津町森林環境整備基金条例の制定について

日程第 ８　　議案第 ７ 号　柳津町暴力団排除条例の制定について

日程第 ９　　議案第 ８ 号　柳津町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第１０　　議案第 ９ 号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１１　　議案第１０号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１２　　議案第１１号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１３　　議案第１２号　柳津町税条例の一部を改正する条例について

日程第１４　　議案第１３号　柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第１５　　議案第１４号　柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第１６　　議案第１５号　柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第１７　　議案第１６号　柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

日程第１８　　議案第１７号　柳津町防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第１９　　議案第１８号　柳津町スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第２０　　議案第１９号　教育委員の任命について

日程第２１　　議案第２０号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第２２　　議案第２１号　町道路線の認定及び変更について

日程第２３　　報告第 １ 号　専決処分の報告について

日程第２４　　議員提出議案第 １ 号　柳津町議会基本条例の制定について

日程第２５　　議員提出議案第 ２ 号　柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第２６　　議員提出議案第 １ 号　福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書の提出について

日程第２７　　議員提出議案第 ２ 号　福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出

について

日程第２８　　議員提出議案第　３　号　福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について

追加日程第１　議案第４３号　工事請負契約の締結について

追加日程第２　議案第４４号　工事請負契約の変更について

追加日程第３　議案第４５号　平成２３年度柳津町一般会計補正予算

追加日程第４　議案第４６号　平成２３年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇　　◇　　◇

◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、小林　功君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

報告第１号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

平成24年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、３月５日、６日、７日の３日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第３２号、平成２４年度柳津町一般会計予算、

議案第３３号、平成２４年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第３４号、平成２４年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第３５号、平成２４年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第３６号、平成２４年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第３７号、平成２４年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第３８号、平成２４年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第３９号、平成２４年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第４０号、平成２４年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第４１号、平成２４年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第４２号、平成２４年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

平成２４年３月９日

柳津町議会予算特別委員会

委員長　　小　林　　功

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

ただいま予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第３２号「平成２４年度柳津町一般会計予算」、議案第３３号「平成２４年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第３４号「平成２４年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第３５号「平成２４年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第３６号「平成２４年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第３７号「平成２４年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第３８号「平成２４年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第３９号「平成２４年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第４０号「平成２４年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第４１号「平成２４年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第４２号「平成２４年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２、報告第１号「議会改革特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長、伊藤　毅君。

○議会改革特別委員会委員長（登壇）

報告第１号について、報告します。

報告第１号

議会改革特別委員会付託案件審査結果報告

平成23年第１回柳津町議会定例会において、議会改革特別委員会を設置し議会基本条例制定に向けた調査及び、その他議会改革に関する調査のため、４月より委員会を開催し検討を重ね、慎重に審査して参りました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告致します。

記

１．議会基本条例について

議会は町民を代表する議事機関として、行政の執行を監視し、町民の意思を町政に反映させるため、役割は大きくなっております。

また、議会は説明責任を果たし、政策立案を行っていかなければなりません。

このため、自らの責務を自覚し、議会基本条例を制定すべきものと決しました。

以上、報告いたします

平成２４年３月９日

柳津町議会　議会改革特別委員会

委員長　　伊　藤　　毅

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいま議会改革特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議会改革特別委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第３、報告第１号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、荒明正一君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

報告第１号

産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

平成24年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第１号、陳情第２号、陳情第３号については、平成24年３月６日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査致しました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

１．陳情第１号　「福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みに関する意見書の提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

１．陳情第２号　「福島県内すべての原発の廃炉に関する意見書の提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

１．陳情第３号　「福島県内すべての原発の廃炉に関する意見書の提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告いたします

平成２４年３月９日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長　荒　明　正　一

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第４、議案第３号「柳津町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第３号「柳津町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ支障を及ぼす事務機器等の賃貸借契約、庁舎維持管理等の業務委託契約などについて、長期継続契約を締結することができる契約を定めるために、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、柳津町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例について、補足してご説明をいたします。

（趣旨）でございますが、この条例は地方自治法施行令第167条の17、この規定は長期契約をすることができる旨を地方自治法で条例により定めることができるという規定でありまして、それに基づきまして、長期契約を締結できる契約について、必要な事項を定めるものでございます。

２条といたしまして、（長期契約を締結することができる契約）ということで、施行令の167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわ

たり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次の各号項に掲げるところで、１号としまして、複写機、パーソナルコンピューター等の事務機器、あとソフトウェア、車両及び日用品に係る賃貸借契約でございます。２号としまして、庁舎等の維持管理、自動ドア等の機器の管理及び保守点検、あと会計及び情報のシステムの管理運用、電算処理、各種業務の管理運営に関する業務委託契約。

３号としまして、その他の商習慣上複数にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び、毎年４月から物品を借り入れ、または役務の提供を受ける必要があるもので、町長が特に定めるものということで、この条例は平成24年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

２番、横田善郎君。

○２番

それでは、これについて１点お伺いします。

これは、内容によっては、債務負担の設定も必要とするものも出てくるのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

これは、地方自治法の施行令の167条の17で、長期契約を締結ができるということで、これを条例に定めた場合には、債務負担、そういったことは起こさなくてもいいというふうになっております。

○議長

横田善郎君。

○２番

拡大解釈してから、すべてその条例に適用すると。この条例案に適用するということになりかねないのではないかと思うのですが、その心配はないのでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

これにつきましては、契約を締結できるものということで、１号、２号、３号ということで、その内容を定めておりまして、本来であれば、これによらないで、今までやっていた分については、本来債務負担行為が必要でありましたが、条例を定めることにより債務負担行為は必要ないということで、これはあくまでも今の事務の中で、４月１日からの契約とか、そういったもので、事務に支障を来すおそれがある部分について、この条例に従ってやると。あと、そのほかの契約については、やっぱり毎年、単年度の契約が原則ということで、これは実施してまいりたいと思います。

○議長

横田善郎君。

○２番

それでは、今までの慣習的にやってきた、事務上に限ってのこういう条例適用があるんだという解釈でよろしいでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

事務に支障を及ぼすものというようなことでの規定でございます。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３号「柳津町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第５、議案第４号「柳津町震災復興基金条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４号「柳津町震災復興基金条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県市町村復興支援交付金を原資として、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興など、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを支援するために、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、柳津町震災復興基金条例について補足してご説明申し上げます。

（設置の目的）でありますが、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興など地域の実情に応じたきめ細かな取組を支援するため、柳津町震災復興基金を設置するということで、以下、管理等について定めるものでありまして、この基金については、平成23年度の補正予算で１億5,300万円ということで積み立てる予定でございまして、この分について、今後平成24年度の中で、災害復興に向けた事業に支出してまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４号「柳津町震災復興基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第６、議案第５号「柳津町介護財政安定化基金条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５号「柳津町介護財政安定化基金条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県介護保険財政安定化基金を原資として第５次介護保険事業計画期間である平成24年度から平成26年度の期間において、第１号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するために、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

柳津町介護財政安定化基金条例について、補足して説明いたします。

（設置の目的等）について、第１号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するために柳津町介護財政安定化基金を設置したいと考えております。これについては、第５次介護保険事業の平成24年度から平成26年度の中であります。第１号被保険者関係の介護保険料の急激な上昇を抑えるためであります。

福島県の介護保険財政安定化基金よりの取り崩しによりまして、県支出金として175万2,000円ということであります。これらについて積み立てをして、この期間内に執行していくというようなことであります。これらの執行期間等については、平成24年４月１日から施行し、平成27年３月31日までというようなことでの内容で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

２番、横田善郎君。

○２番

積立額、これ当初173万円だったですかね。175万円ですか。175万円で、これから次々と積み立てていくと。平成27年度まで積み立てるという意味でしょうか。その後は、一時そこで終わって、目標額等は幾らぐらいを目標とされているのでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

これらの県支出金、第５次介護保険事業期間ということで、平成24年度から平成26年度の間で、やはり急激な上昇等を抑制するために、県が175万2,000円を出して積み立てしております。それを、この期限の３カ年の中で上昇するというようなことがあれば、これについて、取り崩しをして使っていくというような形をとっていきたいと思います。

○議長

２番、横田善郎君。

○２番

そうすると、175万2,000円というのは変わらない、この金額の範囲内で取り崩すという意味でしょうか。

○議長

町民課長。

○町民課長

そのとおりで、175万2,000円の中で行うというようなことであります。よろしくお願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５号「柳津町介護財政安定化基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第７、議案第６号「柳津町森林環境整備基金条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６号「柳津町森林環境整備基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県森林環境交付金を原資として、森林環境整備のため、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

柳津町森林環境整備基金条例について、補足して説明いたします。

（設置の目的）でございますが、森林環境交付金を、森林整備を初めとする森林の適正管

理につながる事業に充当するためであります。

以下、（積立）、（管理）、（運用収益の処理）、（処分）、（委任）については、以下のとおりでございます。

なお、今回の補正予算によりまして、積立金340万円を今回積み立てる予定でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

２番、横田善郎君。

○２番

前の介護保険の基金条例もそうなんですが、この振替規定といいますか、万が一のときに、町等が持っている債務等との差し引きができるような振替規定が載っていないみたいですが、前の条例にはみんなそれが載っているような気がしたのですけれども、そういう金融機関が万が一あったときの振替規定ですね。それがないような気がしているのですが、これは大丈夫なのでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

振替規定も設けるべきかというのがございますが、今回この介護保険並びに環境整備につきましては、これだけの目的で何年も積むということはないので、ここ何年かのうちに基金を有効に活用して、事業とやることがありますので、その分までは今回盛り込んでおりませんでした。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６号「柳津町森林環境整備基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第８、議案第７号「柳津町暴力団排除条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７号「柳津町暴力団排除条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、近年の暴力団情勢が、組織実態や活動形態をより一層不透明化させながら、日常生活のあらゆる分野において不法行為を慣行し、資金獲得活動を続けていることを受け、昨年７月１日に施行された福島県暴力団排除条例と全国的に高まる暴力団排除機運により、町民の安全で平穏な生活を確保し、暴力団を排除するための対策としての本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

柳津町暴力団排除条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

今ほど町長からもありましたように、昨年７月１日に福島県暴力団排除条例が施行され、県民の安全、平穏な生活を確保し、社会活動の健全な発展へ寄与していることから、柳津町においても条例を定めるものでありまして、今回両沼地方町村会においても足並みをそろえて条例化するものであります。

第１条の（目的）でありますが、この条例は、暴力団が町民生活及び社会経済活動に大きな脅威を与え、町民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、

町の事務及び事業における措置、少年に対する教育等における措置等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするということで、以下、２条で（定義）、３条で（基本理念）、あと４条で（町の責務）、５条で（町民等の責務）、６条で（町民等に対する支援）、７条で（暴力団事務所の撤去の促進）、８条で（訴訟の支援）、以下、暴力団に関する広報活動、あと保護者等への協力等を設けまして、この条例は、平成24年４月１日から施行するということになりまして、これの排除関係、そういったものについては、具体的には会津坂下警察署、そういったものと協力しながら、柳津町の町民の安全安心のために役立てていくということにやっていきたいと思います。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

８番、荒明正一君。

○８番

これを制定するに当たって、この暴力団事務所に類似した、あるいは心配されるような状況、あるいはそういう組織、建物等の心配はあるんですか。ないんですか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今現在、柳津町の暴力団関係、そういったものが柳津町で活動しているとか、そういった実態については、私の方でも会津坂下警察署と事前に話をしておりますが、今現在はそういった実態はございません。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第７号「柳津町暴力団排除条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異

議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第９、議案第８号「柳津町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８号「柳津町課設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成17年４月より組織見直しにより地域振興課としてきましたが、近年の社会情勢の変化と多様化する基幹産業の活性化ときめ細かな行政運営を図るため、平成24年４月より現行の観光商工班と農林振興班を地域振興課とし、建設班と上下水道班を建設課とするため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、柳津町課設置条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

町においては、農業を基盤とする第１次産業、観光、商工の２次産業、３次産業を活性化させるために、行政の地域振興の業務を振興する現在の地域振興課を、きめ細かな行政運営と効率化を図るために、地域振興課、建設課とするものでありまして、第１条に次の１号を加えるということで、建設課を加えるものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８号「柳津町課設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１０、議案第９号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第９号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、スポーツ振興法がスポーツ推進法に全面改正されたことに伴い、特別職の名称等の変更と、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、公民館長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例について、補足説明いたします。

本案につきましては、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正され、平成23年８月から施行されたことを受けて改正するものでございます。

別表第１中でございますが、これは各種委員の名称と報酬の金額をあらわす表でございます。体育指導員の項中「体育指導員」を「スポーツ推進員」に改める。「スポーツ振興審議会委員長」の項及びスポーツ振興審議会委員長の次の「同委員」の項を削るということにつきましては、スポーツ振興審議会委員につきましては、柳津町の社会教育委員が兼務しておりますので、この報酬についての部分を削るわけでございます。

なお、この条例については、平成24年４月１日より施行するものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第９号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１１、議案第１０号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１０号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案

理由の説明をいたします。

本案は、近年の社会経済情勢と財政状況を踏まえて、町長の給与を削減するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

附則に次の１項を加えるということで、「21項、町長の給料月額は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間、第３条第１項の規定にかかわらず、別表第１町長に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。」

附則としまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

８番、荒明正一君。

○８番

これは私としては何回も、何回となく、今回の議会の中では最後の発言になるかと思います。あと、上がるか上がらないかわからないから、それは後の話になりますが、町長は、ここに来るまでも言われてきたんですけれども、何で１年、毎年、毎年、同じ条例を出して、議会に対しても迷惑だと思わないのですか。

○議長

はい、町長。

○町長

８番、荒明議員にお答えいたします。

町長というのは大きな権限と、そしてまた、住民のいろいろなことに負託をいただいてい

るわけであります。それだけ高額な給与等もいただいているわけであります。それはまさに、責任の重責であり、また、重いものであると、そのように思っております。そのために、報酬委員会等でこのような給与があるということであります。

そしてまた、今回のこの給与削減については、私の３期目の公約でもありました、10％を削減して、皆さんの負託にこたえたいということを了承されたと思っております。

その中で、今までの町長というものが、給与削減などはありませんでした。私になってから削減をしているわけでありますが、これら町民の皆さんに了承をいただきながらやっているものと思っておりますので、そしてまた１年ごとにこれ、やることによっても、いろいろな事情があると、そのように認識してこのような提案をするものであります。

○議長

８番、荒明正一君。

○８番

いろいろな事情がある、どういう事情ですか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

それは、社会環境も変わります。いろいろな中で、どういう状況があるかわかりません。それによっては、長というものは判断をしなくてはならない、そのように思っております。

以上であります。

○議長

８番、荒明正一君。

○８番

向こう、少なくとも任期４年間のうちで、そんなに重大な状況が生まれるという予想を立てているのですか。

○議長

町長。

○町長

それは、こういう社会でありますので、どういう環境があるかわかりません。それに応じた私の考えとして、これをやるわけであります。今、質問している議員も、その考えで質問

していると思いますので、それは私の考えでこのようにいたします。

○議長

８番、荒明正一君。

○８番

これは、さっき町長も答弁したように、この案件は、一つは選挙対策の公約だと言いましたね。そうであるならば、最初30％、２期目20％、３期目10％、このままでいきますと、この次やるときは上げないということになるのですが、そうではなくて、最初の方針をそのまま４年間続けるということが、なぜ政治上の意味として重要ではないんですか。しかも、今、行政評価等々をやっている中にあって、町長が行政評価しなければならない。ある意味では、査定をしなければならない立場にいる人が、毎年同じことを出して気が済むということはおかしいと思うのです。そう思いませんか。その責任があると思うのですが、どうですか。

○議長

町長。

○町長

これはあくまでも私の考えでありますので、その意思に沿って私の考えでやっております。

○議長

８番、荒明正一君。

○８番

では、立場を変えてお尋ねしたいと思いますが、行政評価等々で、事業等々で、職員の方は大変苦労していると思います。スムーズにやらなければならない。手間をかけないでやらなければならない。これらも、この件についても、少なくとも余計な時間を費やす必要がない。そういう意味からした場合に、その方針に反するのではないですか。副町長として、側近の幹部として、どう思いますか。

○議長

町長。

○町長

これはあくまでも私の意思の問題でありますので、人には関係ありません。

そしてまた、１期目、２期目、３期目、それぞれ仕事の内容が違います。それだけ行動範囲もきつくなります。そういった中で、我々として、私として、その考えを示したわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

議員、最後にしたいと思います。

はい、荒明正一君。

○８番

この問題は、少なくとも先ほど議会改革特別委員長が報告しましたように、それに照らし合わせても、きちんとしてもらわないと困ると思うのです。そう思いませんか。

○議長

町長。

○町長

きちっとしたいから、提案しているものであります。

○議長

それでは、採決をとりますので、もしも異議があるときには、討論でその意見を申し上げていただきたいと思います。

２番、横田善郎君。

○２番

私の意見としましては、町長の報酬を下げるばっかりがいいと思わないわけなのですが、ただ、現状としまして、合併が破綻になった以降、補助金あるいは賃金、いろいろなところで10％以上の削減を図ってきたと。さらに、人口も6,000人台の町長の報酬から、今3,000人台だと。こういった時期、また、今国家公務員の給料が、この復興財源の一部としてから、7.8％、恐らく上の方については10％以上、これが町が対応するという、町も取り組むときには、恐らく県も取り組まざるを得ないという状況であれば、幾ら地方の公務員までは及ばないといっても、町も、同じ福島県のことですから、これに取り組まざるを得ないのではないかと。そのようなときに、町長はまずこの職員の給料10％以上も削減、幹部に至っては、削減せざるを得ないときに、もう一度議員の報酬等も含めて、全般的に特別職の報酬を見直す気はないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

これは、今国会の中でも与党としてもいろいろ難しい状況が、しているようなことでありますが、この社会の環境の中で、そういうことになれば、そういった委員会がございます。

そこ等々を経ながら、きちんとした対応をしていくのが私は筋道であると、そのように思っております。

○議長

２番、横田善郎君。

○２番

ですから、私も再三にわたって、今すぐこの特別職の報酬を下げるとか何とかではなくて、委員会に特別職の信任委員会があるわけですから、これに諮って意見を聞くべきだと、私はそういう思いなのですが、これは一刻も早くやって、すぐに４月から下げるとか何とかでなくても、きちんとした形での町民の意見を聞くと、審議会の意見を聞くということが重要だと思うのですが、どうでしょうか。

○議長

町長。

○町長

これについては、隣接町村などは、報酬の、町長等もそうですが、下げたり、上げたりしたときには必ず審議会にかけております。柳津町はどうしても上げる場合には審議会をやっているのですが、下げる場合にはそういったことをやっておりません。そういったことも踏まえて、これからやっぱり定期的に、社会状況がこういうことになっていますから、そういった審議委員会の皆さんの意見を聞くということが大切である、そのように思っております。

○議長

それでは、これから表決をとりますので、ご異議のある方は異議ありと申し出てください。

お諮りいたします。

議案第１０号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長

異議がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

８番、荒明正一君。

○８番

まず、第一の原因は、理由は、町長の姿勢についてであります。４年間の見通しも持たな

いで、行政のトップの都合とはできないはずです。若松の市長なんかは50％、しかも正式に継続してやっているはずです。しかも、これとともに、行政評価のそういう関係の事情と照らし合わせても納得いく問題ではないと。町民に対しても、あるいは職員のそういう姿勢、やっている姿に対しても申しわけないはずだ。いろいろな関係から、私は反対いたします。

○議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

６番、鈴木吉信君。

○６番

私は、この案に対しまして、ほかの市町村はほかの市町村なりのいろいろな課題等を持っておられると思います。町長が、柳津町なら柳津町のことを、行政と財政的なことを考えて、この10％削減というものを出したものだと思います。

私は、先ほど同僚議員からお話があったとおり、もし町長が今後、この減額とおりに対して考えるならば、審議委員会等に付託して審議委員会の意見も聞く、そのようなことをしながら今後対応されることを望み、この案件に対しては賛成します。

以上です。

○議長

ほかに、原案に反対の討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長

ほかに、原案に賛成の討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長

これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定するに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ご着席ください。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を11時10分といたします。（午前１０時５５分）

○議長

議事を再開いたします。（午前１１時１０分）

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１２、議案第１１号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１１号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、現在まで、近年の社会経済情勢と財政状況を踏まえて、教育長の給与を削減してきましたが、来る３月31日をもって退職する教育長の給与を復元措置するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

附則15中、この15中の附則につきましては、教育長の給与につきまして、平成23年８月１日から平成24年３月31日まで給料月額を100分の５減額した額でありますが、このたびその期間を平成24年３月31日を、平成24年２月29日に改めるものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１１号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１３、議案第１２号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１２号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

柳津町税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

今回の改正は、社会経済の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律等の改正に伴い、柳津町の税条例を改正するものであります。

まず初めに、95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。これにつきましては、たばこ税の1,000本につきましての税額を改めるものでございます。

あと、附則第９条を次のように改めるということで、附則第９条は、町民税の分離課税に係る所得割の特例、この分が削除されるものでございます。

附則第16条の２第１項中「2,190円」を「2,495円」に改める。これは、紙巻たばこ税の1,000本当たりのたばこ税でございます。

あと、次に、附則第23条第１項中とありますが、これは東日本大震災に係る雑損控除等の特例の規定でありまして、この雑損控除につきましては、平成24年までの施行でありましたが、この部分について、平成25年までの災害関連支援を個人町民税の雑損控除とするということで、１年延長になります分の文言の改正でございます。

次に、附則に、次の１行を加えるということで、個人の町民税の税率の特例でございますが、これは第26条で、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とするということで、第31条第１項の規定というのは、町民税の均等割は年3,000円になっております。その部分に今回500円を加算するというものでございます。

その次に、附則ですが、第１条で、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、附則の第９条から、町民税に関する経過措置等で、経過措置をうたいました附則でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１２号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１４、議案第１３号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１３号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成24年度より新たに介護保険事業第５期計画期間が始まるため、保険料の額及び徴収年度等の所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について補足して説明いたします。

第５期の介護保険事業計画における介護保険料の算定に当たっては、平成24年度から平成26年度までの中で行われる分であります。高齢者の人口の推移、在宅サービス、施設サービスの見込み数量を設定して、給付額を見込んで算定しております。

これらについて、第２条中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同条第１号及び第２号中「２万1,600円」を「２万3,400円」に改め、同条

第３号中「３万2,300円」を「３万5,100円」に改め、同条第４号中「４万3,100円」を「４万6,800円」に改め、同条第５号中「５万3,800円」を「５万8,500円」に改め、同条第６号中「６万4,600円」を「７万200円」に改めるというようなことであります。

附則といたしまして、この条例を平成24年７月１日から施行するものであります。

第２条に掲げております、４万2,200円という第２の分でありますが、これらについては基準額である第４段階を弾力化して、世帯に課税者がおり、本人が80万円の分と80万円以下ということでの、この４万2,200円というのは80万円以下の年金の方の値であります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

２番、横田善郎君。

○２番

そうしますと、この金額の改定に当たっては、一応審議委員会等の審議は経ているのでしょうか。もし何か意見があったら、お聞かせ願いたいと思うのですが。

あと、それから、この最高額が「６万4,600円」が「７万200円」になったと解釈してよろしいでしょうか。これが介護保険料の最高限度だと。それについてお尋ねします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

これらの内容等については、委員会を通しまして上程していただいた内容等であります。

それと、第６段階の「６万3,600円」を「７万200円」と、これが上限となるような形になります。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１３号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１５、議案第１４号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１４号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成23年度で整備しています山村公園区域の拡張事業により、五畳敷簡易水道と湯八木沢簡易水道の統合と合わせ、一部区域の追加をするため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

別表第１中、「五畳敷簡易水道」と「湯八木沢簡易水道」の項を削り、牧沢簡易水道の項の次に次の項を加えるものであります。

施設名が、湯八木沢・五畳敷簡易水道、計画給水人口が230人、日最大給水量が84.0立方メートルでございます。給水区域でございますが、大字五畳敷、居平、下ノ湯、老沢、村ノ上、建曽根、前田、大字砂子原、老沢、長窪、大字湯八木沢、馬場、上新田、居平、稲面で

ございます。

なお、この条例は平成24年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

２番、横田善郎君。

○２番

これ、そうしますと、五畳敷と湯八木沢の統合だと思うのですが、この五畳敷の単独水源は全く使わないと。すべて湯八木沢の水源を使って、この区域、給水区域を統一するということなのでしょうか。

○議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長

既存の五畳敷の水源も利用して、なお足りない部分は湯八木沢の方からポンプアップして、せいざん荘の方に回すと。両方の水源を利用する予定でございます。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１４号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１６、議案第１５号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１５号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町営住宅の取り壊しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

別表中、柳ヶ丘　建設年度　昭和44年の項、戸数の欄「10」を「８」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１５号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１７、議案第１６号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１６号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、公営住宅法の改正に伴い、同居親族要件が廃止となるため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明いたします。

柳津町町営住宅等管理条例第５条に、入居者の資格の要件に同居要件が入っておりますが、同条例の附則第６項で、過疎地においては単身入居が認められているため、公営住宅法の改正に合わせて、入居の条件のうち同居要件を削除するものでございます。

同居要件に係る第５条第１項第１号の削除と、削除に伴う第25条第１項の改正、附則第６条の削除でございます。

なお、この条例は平成24年４月１日から施行するものでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

７番、小林　功君。

○７番

今ほど課長から説明がありました同居親族要件、入居資格の変更ということだと思うのですが、単身者がどのようになったのか、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今までの町の条例によりますと、単身者の同居は認められておりませんでした。今回の住宅法の改正に合わせて、過疎地においては単身入居が認められるということになりましたので、今回改正するものでございます。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１６号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１８、議案第１７号「柳津町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１７号「柳津町防災会議条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、指定地方行政機関から任命する委員の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたし

ます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

柳津町防災会議条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

第３条第５項第１項中とありますが、第３条第５項は、防災会議の委員の任命をする規定でございまして、第１項中に、指定地法行政機関の職員から町長が任命するものとありますが、この職員を削るということで、これを削ることにより、議会の方を任命することができますので、この職員という文言を削るものでございます。

この条例は、平成24年４月１日から施行するものでございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１７号「柳津町防災会議条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１９、議案第１８号「柳津町スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１８号「柳津町スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、スポーツ振興法がスポーツ推進法に全面改正されたことに伴い、委員の名称変更及び委員構成組織等の所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、公民館長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

それでは、柳津町スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

題名を、柳津町スポーツ推進審議会設置条例に改めます。

第１条中につきましては、これは設置の部分でございまして、名称の改正でございます。

第２条につきましては、組織でございまして、今まで教育委員会で委嘱しておったものを、今度は、柳津町社会教育委員設置条例の中で、社会教育委員が兼務するというような、このような形になるわけでございます。

なお、第３条の任期及び第４条の報酬を削り、第５条は雑則でございます。これを３条に繰り上げるものでございます。

この条例は、平成24年４月１日から施行するものでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１８号「柳津町スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２０、議案第１９号「教育委員の任命について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１９号「教育委員の任命について」提案理由の説明をいたします。

本案は、新井田明義氏が平成24年３月31日をもって退職されることにより提案するものであります。

◇　　◇　　◇

○議長

暫時休議をいたします。（午前１１時３６分）

○議長

議事を再開します。（午前１１時３８分）

◇　　◇　　◇

○議長

説明を求めます。町長。

○町長

ただいまお手元にお配りいたしました、住所、福島県河沼郡柳津町大字小椿字村中甲694番地、氏名、目黒健一郎、生年月日、昭和28年５月20日生まれの任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１９号「教育委員の任命について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２１、議案第２０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、猪鼻辺地及び西山西部辺地の計画内容の変更に伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、補足してご説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものであります。

41ページをお開きください。

公共的施設の総合整備計画変更でございますが、施設名で消防施設整備事業ということで、

事業費が600万円、財源の内訳でございますが、特定財源300万円、一般財源300万円でありまして、これは塩野地区に耐震性貯水槽40立方メートルを整備するものであります。

44ページをお開きください。

これにつきましても、消防施設整備事業ということで、事業費が600万円、特定財源300万円、一般財源が300万円ということで、琵琶首地区に耐震性の貯水槽40立方メートルを整備するものであります。

次に、大成沢・胄中簡易水道統合事業で、事業費が1,310万円、特定財源が240万円、一般財源が1,066万円でありまして、胄中簡易水道の水源自体が濁り、水質に影響が出ているほか、大成沢簡易水道と統合して給水を行うことで、地域住民に安全な水を提供するものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２０号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２２、議案第２１号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２１号「町道路線の認定及び変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町道路線の認定等について、道路法の規定に基づき提案するものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

町道路線の認定及び変更について補足して説明いたします。

46ページをお願いしたいと思います。

初めに、町道の認定でございますが、路線番号が1263号、路線名が軽井沢強清水線、起点が大字軽井沢字土倉1184、終点が大字軽井沢字強清水の1109－ハでございます。道路幅員が3.0メートルから4.0メートル、道路の延長が420.9メートルでございます。この路線は猪鼻・黒滝の簡易水道の水源となっております道路でございます。

続きまして、3099号、五畳敷十文字原線、大字五畳敷字十文字原14、終点が五畳敷字十文字原６の２、幅員が3.3メートルから9.5メートルでございます。延長が86メートルで、この路線は西山温泉の荒湯源泉に通じる道路でございます。

続きまして、49ページをお願いしたいと思います。

町道の変更でございますが、これは五畳敷大成沢線、現在五畳敷大成沢線の起点は、五畳敷のバス停あるところが起点となっておりますが、今回柳津昭和線の西山大橋線の手前を起点とするものでございます。起点の住所が、大字五畳敷字下ノ湯38－１、終点が大字大成沢字前田甲374－３です。道路幅員が1.5から21.5メートルです。道路の延長が、実延長が１万4254.7メートル、橋梁延長が107.5メートルでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２１号「町道路線の認定及び変更について」を原案のとおり決定することにご異議

ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を午後１時といたします。（午前１１時４６分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後１時００分）

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２３、報告第１号「専決処分の報告について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第１号「専決処分の報告について」別紙のとおり報告いたします。

本報告は、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び規約の変更について専決処分を行ったものであり、地方自治法の規定により議会に報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

専決処分について補足してご報告申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分について、次のとおり専決処分しましたので、ご報告いたします。

福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合整備事務組合の規約の変更についてでございますが、地方自治法第286条第１項の規定により、平成24年３

月31日を持って、福島県市町村総合事務組合から伊達市国見町大枝小学校組合、田島下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団を脱退させ、平成24年４月１日から南会津地方環境衛生組合を加入させ、福島県市町村総合事務組合規約を次のように変更したものでありますので、ご報告いたします。

なお、この規約については、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合の規約の規定は、平成24年４月１日から適用するものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第１号「専決処分の報告について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２４、議員提出議案第１号「柳津町議会基本条例の制定について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

９番、伊藤　毅君。

○９番（登壇）

議員提出議案第１号を説明します。

議員提出議案提出議案第１号「柳津町議会基本条例の制定について」趣旨説明をいたします。

柳津町議会は、日本国憲法が定める町民を代表する議事機関として、行政の執行を監視す

るとともに、町民の意思を町政に反映させ、町の将来にとって最良の意思決定を導く責任を負っており、町議会が町民の福祉向上のため果たす役割はますます大きくなっております。

また、町議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにすることが求められています。

このため、町議会及び議員は、これらの使命を達成するために、町民の多様な意見を反映すべく、説明責任を果たし、町政の課題及び論点を明らかにし、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければなりません。

以上の理念のもとに議会及び議員は、みずからの責務を自覚し、活力ある地域づくりを進める議会を目指し、この条例を制定するものであります。

以上です。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第１号「柳津町議会基本条例の制定について」は、ただいま説明のとおりですので、質疑を省略して原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２５、議員提出議案第２号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

９番、伊藤　毅君。

○９番（登壇）

議員提出議案第２号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をします。

第２条第２号中、地域振興課の所管に関する事項の次に、建設課の所管に関する事項を加えるもので、これは、地域振興課の再編により現在の地域振興課が地域振興課と建設課となるため、この条例を改正するものであります。

以上です。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第２号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、ただいま説明のとおりでありますので、質疑を省略して原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２６、議員提出議案第１号「福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書の提出について」、日程第２７、議員提出議案第２号「福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について」、日程第２８、議員提出議案第３号「福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について」を一括議題といたします。

お諮りします。

議員提出議案第１号「福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書の提出について」、議員提出議案第２号「福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について」、議員提出議案第３号「福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について」は、内容を具備していますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、追加日程第１、議案第４３号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

追加議案の説明を申し上げます。

議案第４３号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津小学校大規模改修工事の工事請負契約の締結についてであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

それでは、議案第４３号「工事請負契約の締結について」を補足して説明申し上げます。

柳津小学校大規模改修工事につき、次のとおり請負契約を締結したいので、各法令及び条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、国の３次補正予算の補助決定を受けまして、３月７日に入札を行い、同日、仮契約を締結したものでございます。

契約の対象が、柳津小学校大規模改修工事。

契約金額、１億6,800万円。

契約の相手方、河沼郡会津坂下町字沢ノ目1717番地、入谷建設工業株式会社、代表取締役入谷康之。

契約の方法は、指名競争入札であります。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４３号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、追加日程第２、議案第４４号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４４号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、簡易水道の黒滝地区区域拡張工事について、契約内容に変更が生じたため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、議案第４４号「工事請負契約の変更について」補足して説明いたします。

12月７日に議会の議決を得たわけなのですが、その後、水管橋が２カ所あります。その前後の舗装は県の負担金工事でやる予定でしたが、工事の内容等で県道の方で施工するのが困難となり、町の方で施工するようになりました。そのため、当初契約が5,197万5,000円ですが、今回613万6,200円の増額となりまして、契約金額が5,811万1,200円となりました。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４４号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、追加日程第３、議案第４５号「平成２３年度柳津町一般会計補正予算について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４５号「平成２３年度柳津町一般会計補正予算について」提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正と繰越明許費の補正であります。

次に、議案第４６号「平成２３年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、平成23年度柳津町一般会計補正予算について、補足してご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ44億2,163万3,000円とするものであります。

繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」によるものでございます。

６ページをお開きください。

繰越明許費の補正でございますが、教育費、保健体育費で補正後の額が学校給食検査体制整備事業548万円でございます。合計で５億8,638万7,000円でございます。

９ページをお開きください。

歳入でございますが、分担金及び負担金、教育費負担金で、補正額が１万2,000円、これは事務局管理負担金でございます。

県支出金、教育費県補助金で488万3,000円、これは学校給食費補助金でございまして、学校給食検査体制整備補助金でございます。

歳出でございますが、衛生費で環境衛生費で62万9,000円、これは簡易水道事業特別会計繰出金でございます。

教育費、学校給食費で548万円で、共済費で32万6,000円、賃金で212万9,000円、原材料費で40万円、備品購入費で262万5,000円。

予備費で121万4,000円の減であります。

次に、簡易水道の方も説明しますので、11ページをお開きください。

平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,323万8,000円とするものでございます。

16ページをお開きください。

歳入でございますが、繰入金で、一般会計繰入金で62万9,000円。

次のページでございますが、歳出でございまして、簡易水道事業費で簡易水道区画拡張事業費ということで62万9,000円、これは委託料で95万1,000円の減であります。工事費で158万円の増であります。

以上でございます。

○議長

町長、総務課長より、議案第４６号もあわせて説明がありましたので、一括して審議をいたします。

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４５号「平成２３年度柳津町一般会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４６号「平成２３年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会は、４月から５月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで、予算審議の答弁漏れがありましたので、ここで答弁をいただきます。

地域振興課長。

○地域振興課長

では、２番横田議員にお答えいたします。

補正予算の関係でございます。柳津北部の中山間地域整備事業でございますが、事業費が減ったのはどういうものなのかという質問でありました。

これは、防火用水路の設計委託、それから藤の沢田ため池の工事費の減、それから石坂の農道の待避所設置ですか。その辺が大まかなところで減額になっております。

それから、みなとやの解体の件で、起債等、交付金が減っているのに、一般財源の方に回っているというご質問でしたが、今アスベストの関係で、工期が６月いっぱいぐらいまで延びる予定になっております。交付金と起債は確定しておりますが、その後足場の関係で事業費が確定しておりませんので、足場分は増額になりますが、その他につきましては、執行残といたしたいと思っております。

以上です。

○議長

では、質問を受け付けます。

２番、横田善郎君。

○２番

今の答弁に対しまして、一つだけお伺いしますが、県の方から聞きますと、幹線用水路の工事が何回か不調に終わっていると聞いておりますが、この件については特段事業費の減には影響なかったでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

県の方からの資料等を見てみますと、繰り越す予定になっております。

以上です。

◇　　◇　　◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

ここで、任期満了により退任されます副町長にごあいさつをお願いいたします。

副町長。

○副町長

大変貴重な時間をおかりしまして、このたび３月11日をもちまして任期満了となります、

一言御礼のごあいさつを述べさせていただきたいと思います。

私は、思い起こせば、昭和43年３月、柳津町役場に臨時職員として職して以来、44年という長きにわたり、大変町民、そして議会の皆様にお世話になりました。最後の４年間は、特に副町長という要職を仰せつかり、本当に力不足ではありますが、精いっぱいやってきたところでございますが、大変議会の皆様には特にお世話になりました。

今後は、一町民として、陰ながら町政全般を見守ってまいりたいと思いますので、これからも皆様にご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、議員皆様のご健勝とますますのご活躍、そして柳津町のますますのご発展をご祈念申し上げまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長

ありがとうございました。

続きまして、３月31日付で退職されます教育長にもごあいさつをお願い申し上げます。

教育長。

○教育長

私の方は３月31日で退任することになりました。平成16年10月１日から７年と６カ月という期間でありましたけれども、長いようで短くて、短いようで長いのかもしれませんけれども、本当に教育長を務めることができましたのも、議員の皆様からさまざまなご指導、あるいはご助言、あるいはご支援をいただいたおかげと、本当に厚く御礼申し上げます。

皆様の一般質問あるいは予算等においてのご質問については、真摯に受けとめ、それをできるだけ実現しようと私自身思っておりましたけれども、中にはできないものもあって、本当に申しわけありません。

教育行政の中では、特に学校統合の問題、それから海外派遣のあり方の問題とか、それから生涯学習、あるいは社会教育活動の活性化をどうするかとか、美術館の来場者をどうふやしていくかとか、いろいろ課題があります。その課題について、まだ十分に解決しないままやめるということは大変心残りもありますけれども、ただ、教育長の職にあって、一つ一つの課題について、自分なりに一生懸命やってきたつもりであります。できなかったのは、ただ単に私の力量不足であるかなと思っております。

しかし、議員の皆様初め、役場職員の皆様、そして町民の皆様に支えられて、初めて私の仕事もできたのかなということで、本当に今は感謝の気持ちでいっぱいであります。

なお、新しい教育委員会に対しても、議員の皆様の温かいご指導あるいはご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、議員のますますの発展、それからもちろん柳津町の発展、そして議員の皆様、その他町民の皆様のご多幸をお祈り申し上げ、簡単でございますけれども、退任の御礼の言葉にさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長

ありがとうございました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成24年第１回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでございました。

ありがとうございました。（午後１時２５分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会　議　長　田　﨑　為　浩

同　議　員　荒　明　正　一

同　議　員　伊　藤　毅

同　議　員　磯　部　靜　雄